

所得税の還付申告は、二番館で！

関東信越税理士会新津支部では、次の日程で還付申告についてのご相談や申告書の作成支援を税理士が次のとおり無料で行っております。

確定申告書の作成方法等でお困りの方は、ぜひご利用ください。

なお、確定申告書はご自分で作成していただくことを原則としておりますので、会場にいらっしゃる場合には、あらかじめご記入可能な箇所は記入を済ませてご持参くださいますようお願い申し上げます。

★ 対象となる方

○ 年金を受給されている方

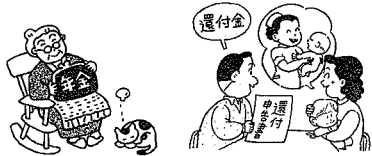
○ 給与所得者で

① 医療費控除を受ける方

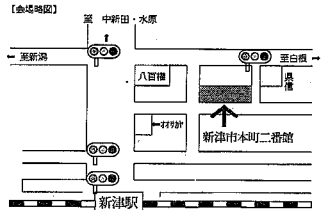
② 年の中途で退職した場合などで年末調整をされなかった方

③ 2ヵ所以上から給与を受けている方

※ 住宅借入金（取得）等特別控除については対象としておりません。



★ 場所 新津市本町2 『新津市本町二番館』
(旧新津市役所)
2階 203号室



★ 期間 2月1日（火）～2月24日（木）

※ 土曜・日曜・祝日は除きます。

★ 時間 午前9時～午後4時（12時～1時昼休み）

※ 受付は午後3時までです。

問い合わせ先 新津税務署個人課税部門 TEL (22) 2153

用意していただく書類等

【共通】

印鑑、筆記具、計算器具、金融機関名・口座番号の分かる書類（通帳など）

社会保険料（国保、年金など）の支払額の分かる書類

生命・損害保険料の控除証明書（年末調整で受けている方は不要です。）

■ 年金を受給されている方

公的年金等の源泉徴収票

■ 給与所得のある方

給与所得の源泉徴収票

■ 医療費控除を受ける方

医療費の領収書

保険金などで補てんされる金額がある場合はその金額が分かるもの

※ 前もって領収書、レシートなどの集計や内訳書の作成をお願いします。

⇒ 昨年の申告書の控えがある方は、参考としてお持ちください。

確定申告書用紙等は会場に用意してあります。なお、申告書用紙を送付されている方は、その用紙をお持ちください。

関東信越税理士会 新津支部
新津税務署